

指定統計調査の承認等の状況

(平成20年6月分)

平成 20 年 7 月 14 日
政策統括官(統計基準担当)

1 指定統計調査の実施承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
建設工事統計調査 (7条2項)	国土交通大臣	承認事項の変更 平成 19 年 11 月の日本標準産業分類の改定を踏まえ、建設工事受注動態統計調査調査票乙における民間等からの発注工事に係る発注者の業種区分について、「鉱業、建設業」を「鉱業、砕石業、砂利採取業、建設業」に、「運輸業」を「運輸業、郵便業」に、「卸売・小売業」を「卸売業、小売業」に、また、「金融・保険業」を「金融業、保険業」に変更する。	20.6.19

2 統計報告の徴集の承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
平成20年受療行動調査 (統計報告調整第4条第1項)	厚生労働大臣	<p>本調査について、調査を実施することを承認した。</p> <p>今回調査では、医療に関する患者への情報提供の推進、医療を取り巻く環境の変化に対応するとともに、記入者負担軽減の観点から調査事項の見直しを行うこととしている。</p> <p>(備考)</p> <p>本調査は、厚生労働省が、医療施設を利用する患者について、受療の状況や医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的に3年周期で実施。医療施設調査(指定統計第65号を作成するための調査)及び患者調査(指定統計第66号を作成するための調査)と密接な関連を有する。</p>	20.6.12
病院報告(従事者票) (統計報告調整法第4条第1項)	厚生労働大臣	<p>本調査のうち、全国の病院における職種別医療従事者数を把握する「従事者票」について、前回承認(平成18年及び19年調査分)の期限切れに伴い、平成20年及び21年調査分について、調査を実施することを承認した。</p> <p>なお、調査内容に変更はない。</p> <p>(備考)</p> <p>本調査は、厚生労働省が全国の病院及び療養病床を有する診療所における患者の利用状況(患者票)及び病院における職種別医療従事者数(従事者票)を把握し、医療行政の基礎資料を得るもので、「医療施設調査」(指定統計第65号を作成するための調査)と密接な関連を有する。</p>	20.6.27

(注) 本表は、指定統計調査及び指定統計調査に密接に関連すると考えられる統計報告の徴集のうち、統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。